国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修

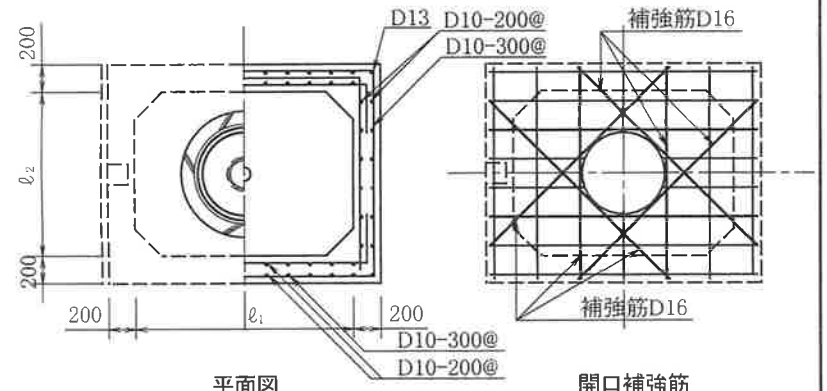
公共建築設備工事標準図
（電気設備工事編）

平成 25 年版

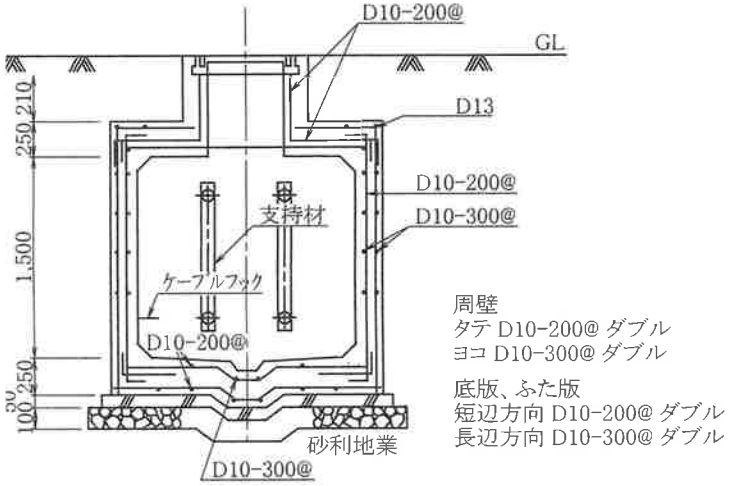
一般社団法人 公共建築協会

力116	地中線5	現場打マンホール	M_1

〔単位 mm〕



平面図　　開口補強筋



周壁
タテ D10-200@ ダブル
ヨコ D10-300@ ダブル

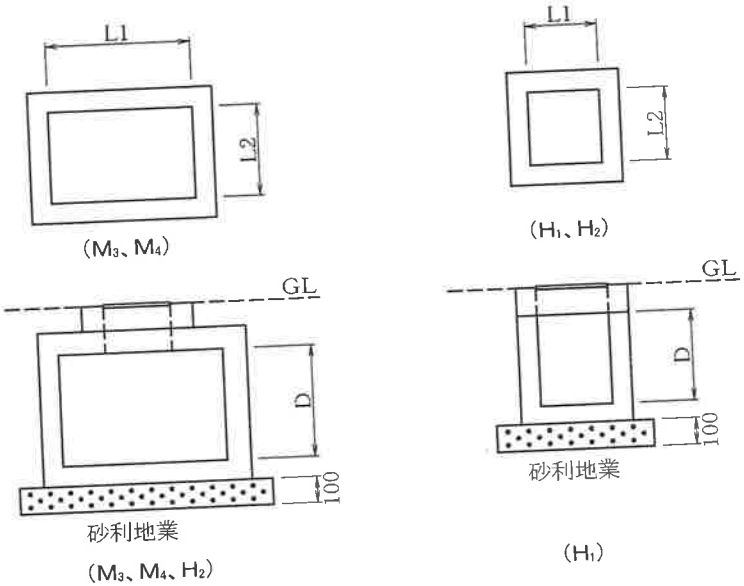
底版、ふた版
短辺方向 D10-200@ ダブル
長辺方向 D10-300@ ダブル

断面図

備考 (1) 形状は、一例を示す。
(2) 内法寸法 ℓ_1 、 ℓ_2 は、特記による。
(3) 鉄筋の重ね継手及び定着の長さは、40d以上とする。
(4) 内面コーナは、直角でもよい。
(5) 鉄ふたは、S2K又はS8Kを適用するものとする。

電力117	地中線6	ブロックマンホール・ブロックハンドホール1	H_1、H_2 M_3、M_4

〔単位 mm〕



記号		有効寸法(内部)*			構造体標準厚さ	
		L1	L2	D	側面	底面
マンホール	M_3	1,800	1,000	1,500	150	200
	M_4	2,300	1,300	1,500	150	200
ハンドホール	H_{1-6}	600	600	600	60	80
	H_{1-9}	600	600	900	60	80
	H_{2-6}	900	900	600	70	90
	H_{2-9}	900	900	900	70	90

備考 (1) 図は、一例とし、種別に応じた有効寸法を有するものとする。
(2) H_1及びH_2は、現場打ハンドホールとすることができる。
(3) 構成は、一体形・多分割形いずれでもよい。ただし、多分割形の場合は各部がずれないように一体化する。
(4) 配管用ノックアウトを有するほか、マンホール内には、支持材、ボルト、ケーブルフックを、ハンドホール内には、インサートを設ける。

注 * L1及びL2は、±5%以内、Dは最小値とする。

平成23年基準

公共建築工事積算基準の解説

設備工事編

[監　修]
国土交通省大臣官房官庁営繕部

[編集・発行]
財団法人 建築コスト管理システム研究所
RIBC:Research Institute on Building Cost

大成出版社

表２－７－５　ブロックハンドホール

ブロックハンドホール	H2-9（鉄ふたR2K-60付き）			1基当たり	156,000円

名　称	摘要・規格	単位	所要量	単　価	金　額	備　考
根切り	バックホウ0.45m³	m³	5.33	980	5,223 4	①
埋戻し	バックホウ0.45m³	m³	3.90	1,860	7,254	②
建設発生土処理	人力（場内敷均し）	m³	1.43	3,630	5,190 9	③
砂利地業	切込み砂利	m³	0.15	6,570	985 5	④
ブロックハンドホール	H2-9（R2K-60共、2分割）	組	1	97,000	97,000	⑤
雑材料	(材)×５%	式	1		4,850	⑥　⑤×0.05
特殊作業員		人	1.13	16,900	19,097	⑦　歩掛りは参考値
普通作業員		人	0.47	13,600	6,392	⑧　〃
その他	(労)×16%	式	1		4,078 24	⑨ (19,097＋6,392)×0.16
トラッククレーン4.9t	オペレータ付き	日	0.2	30,500	6,100	⑩　歩掛りは参考値
計					156,171 04	

算出条件：図２－７－５

①～④の単価の算出方法は、「標準単価積算基準表　Ｍ１－１－73、75」に単価の作成例は、Ⅶ第２章第１節７土木工事表２－１－72～76による。(旧機械設備番号)

⑩の単価は建設機械賃料（物価資料による）とする。

①～④、⑥～⑧の数量は参考数量とする。

根切量 Q1＝2.04×2.04×1.28＝5.33（m³）

砂利地業 Q2＝(1.04＋0.1＋0.1)×(1.04＋0.1＋0.1)×0.1＝0.15（m³）

ブロックハンドホール容積 Q3＝1.04×1.04×(0.9＋0.09＋0.19) ＝1.28（m³）

埋戻量 Q4＝Q1－Q2－Q3＝3.90（m³）

建設発生土処理量 Q5＝Q2＋Q3＝1.43（m³）

⑦、⑧、⑩の数量は「標準単価積算基準　Ｍ１－4－6」を利用した。

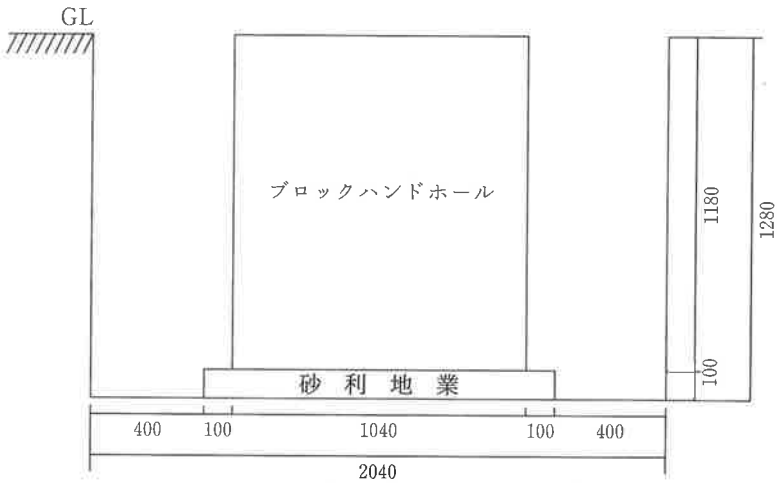


図２－７－５　ブロックハンドホールの施工例

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

公共建築工事積算基準

平 成 25 年 版

編集・発行　一般財団法人　建築コスト管理システム研究所

表３－１－２　電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	備考
電気設備工事	配管工事	(労)×(12～20%)	電線管
	配線工事	(労)×(12～20%)	電線
	接地工事	(労)×(12～20%)	接地端子盤等
	塗装工事	(材＋労＋雑)×(13～18%)	
	機器搬入	(労)×(10～20%)	
	電灯設備	(労)×(12～20%)	照明器具、配線器具
	動力設備	(労)×(10～18%)	制御盤等
	雷保護設備	(労)×(12～20%)	避雷針等
	受変電設備	(労)×(10～18%)	配電盤類、変圧器、コンデンサ等
	電力貯蔵設備	(労)×(10～18%)	電源機器等
	架空線路	(労)×(12～20%)	電柱、柱上変圧器、保安開閉器等
	地中線路	(労)×(12～20%)	保護管
	構内交換設備	(労)×(10～18%)	端子盤、電話機等
	情報表示・拡声設備	(労)×(10～18%)	時計、スピーカー、表示器等
	誘導支援設備	(労)×(10～18%)	インターホン等
	テレビ共同受信設備	(労)×(10～18%)	テレビアンテナ等
	監視カメラ設備	(労)×(10～18%)	テレビカメラ等
	火災報知設備	(労)×(10～18%)	火災受信機等
	撤去	(労)×(12～20%)	
	機器搬出	(労)×(10～20%)	
	はつり工事	(労)×(12～20%)	

(注) 1．表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2．取り外しの場合は、取り外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

細目	摘要	管底深さ	単位	名称 根切り	埋戻し	残土処分	砂利地業	捨コンクリート	コンクリート	型枠	鉄筋 D10,D13	足掛け
		mm		m³	m³	m³	m³	m³	m³	m²	kg	個
ため桝(二)	350×350	300	組	1.71	1.45	0.26	0.06	0.03	0.11	1.80	11.5	—
		350		1.83	1.56	0.27	0.06	0.03	0.12	1.98	11.8	—
		400		1.95	1.66	0.29	0.06	0.03	0.13	2.16	12.1	—
		450		2.07	1.77	0.30	0.06	0.03	0.14	2.34	12.5	—
	450×450	500		2.53	2.09	0.44	0.07	0.04	0.19	3.12	15.7	—
		550		2.67	2.21	0.46	0.07	0.04	0.20	3.34	16.0	—
		600		2.80	2.32	0.48	0.07	0.04	0.22	3.56	16.4	—
	600×600	700		3.83	2.98	0.85	0.11	0.06	0.38	5.24	25.1	—
		800		4.16	3.24	0.92	0.11	0.06	0.41	5.82	26.0	—
		900		4.50	3.50	1.00	0.11	0.06	0.45	6.39	29.0	—
		1,000		4.84	3.77	1.07	0.11	0.06	0.48	6.97	29.9	—
		1,100		8.09	6.95	1.14	0.11	0.06	0.52	7.55	32.9	—
		1,200		8.84	7.63	1.21	0.11	0.06	0.55	8.12	35.8	—
	900φ	1,300		13.62	11.72	1.90	0.29	0.12	0.59	6.17	34.5	1
		1,400		14.69	12.72	1.97	0.29	0.12	0.49	4.85	30.0	1
		1,500		15.79	13.71	2.08	0.29	0.12	0.54	5.51	31.1	1
		1,600		16.93	14.74	2.19	0.29	0.12	0.59	6.17	34.5	1
		1,700		18.11	15.86	2.25	0.29	0.12	0.49	4.85	30.0	1
		1,800		19.33	16.96	2.37	0.29	0.12	0.54	5.51	31.1	1
		1,900		20.59	18.11	2.48	0.29	0.12	0.59	6.17	34.5	1
		2,000		21.89	19.34	2.55	0.29	0.12	0.49	4.85	30.0	1
		2,100		23.22	20.56	2.66	0.29	0.12	0.54	5.51	31.1	1

名称 側塊A	側塊B	側塊300L	側塊600L	防臭ふた(グレーチング)	雑材料	特殊作業員	普通作業員	トラッククレーン4.9t	その他	備考
組	組	組	組	個		人	人	日		
—	—	—	—	MHA-350 1 (1)	1式（材料費（側塊＋ふた）×5%）	0.38 (0.31)	0.09 (0.06)	—	1式	1.側塊は下記による。 ・A (600φ×900φ×600L) ・B (900φ×1200φ×600L) 2.グレーチング使用の場合は、() 内数値とする。 3.内径900φ以上の労務の項で、上段は人力を、下段は機械を示す。
—	—	—	—	MHA-350 1 (1)		0.38 (0.31)	0.09 (0.06)	—		
—	—	—	—	MHA-350 1 (1)		0.38 (0.31)	0.09 (0.06)	—		
—	—	—	—	MHA-350 1 (1)		0.38 (0.31)	0.09 (0.06)	—		
—	—	—	—	MHA-450 1 (1)		0.41 (0.35)	0.11 (0.08)	—		
—	—	—	—	MHA-450 1 (1)		0.41 (0.35)	0.11 (0.08)	—		
—	—	—	—	MHA-450 1 (1)		0.41 (0.35)	0.11 (0.08)	—		
—	—	—	—	MHA-600 1 (1)		0.47 (0.39)	0.15 (0.12)	—		
—	—	—	—	MHA-600 1 (1)		0.47 (0.39)	0.15 (0.12)	—		
—	—	—	—	MHA-600 1 (1)		0.47 (0.39)	0.15 (0.12)	—		
—	—	—	—	MHA-600 1 (1)		0.47 (0.39)	0.15 (0.12)	—		
—	—	—	—	MHA-600 1 (1)		0.47 (0.39)	0.15 (0.12)	—		
—	—	—	—	MHA-600 1 (1)		0.47 (0.39)	0.15 (0.12)	—		
1	—	—	—	MHA-600 1		1.15 0.80	0.55 0.31	— 0.1		
1	—	1	—	MHA-600 1		1.54 1.13	0.78 0.47	— 0.2		
1	—	1	—	MHA-600 1		1.54 1.13	0.78 0.47	— 0.2		
1	—	1	—	MHA-600 1		1.54 1.13	0.78 0.47	— 0.2		
1	—	—	1	MHA-600 1		1.75 1.13	0.91 0.47	— 0.2		
1	—	—	1	MHA-600 1		1.75 1.13	0.91 0.47	— 0.2		
1	—	—	1	MHA-600 1		1.75 1.13	0.91 0.47	— 0.2		
1	—	1	1	MHA-600 1		2.14 1.46	1.14 0.63	— 0.3		
1	—	1	1	MHA-600 1		2.14 1.46	1.14 0.63	— 0.3		

【取扱注意】

建築工事積算基準等の資料

（平成24年版）

沖縄県土木建築部

(1) 共通仮設費又は現場管理費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通仮設費又は現場管理費に関する定めにより算定する。

(2) 一般管理費等は、営繕工事と営繕工事以外の工事の工事原価の合計額に対応するそれぞれの工事ごとの定めにより算定する。

6　改修工事において後工事を現に施工中の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、後工事のみを対象として算定する。ただし、後工事の工期の過半が前工事の工期と重なる場合は「基準運用」第６第７項の規定による。

7　工事の一時中止に伴う増加費用は、「基準運用」第６第８項によるほか次による。

(1) 契約保証費は補正を行わない。

(2) 工事一時中止に伴う増加費用の算定は、落札率を考慮し、工事現場の維持等に要する費用に本支店における増加費用を加えて得た額に落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

8　工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用については共通費を計上しない。また率の算定に際してこれらの費用は直接工事費、純工事費及び工事原価に含めない。

9　本来まとめて発注すべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、後工事を現に施工中の工事の受注者を含めた競争入札とする場合、「基準運用」第６第７項による共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整積算は行わないこととする。ただし、現に施工中の工事の受注者が落札し、明らかに調整積算を行うことが妥当と判断出来る場合は、「基準運用」第６第７項と同様に取扱うこととし、その旨を事前に当該工事の現場説明書等に明記することとする。

10　本来まとめて発注すべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して同時に発注し、同一業者を含めた競争入札とする場合、「基準運用」第６第７項による共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整積算は行わないこととする。ただし、同一業者が落札し、明らかに調整積算を行うことが妥当と判断出来る場合は、「基準運用」第６第７項と同様に取扱うこととし、その旨を事前に当該工事の現場説明書等に明記することとする。

11　「共通費基準」第３第６項、第４第６項及び第５第３項に規定する「労務費の比率が著しく少ない工事」とは、受変電設備工事、自家発電設備工事、冷凍機設置工事等のように主要機器費が占める率が高く、単独で発注する場合において、労務費の比率が10％未満の工事とする。

12　予定価格の基になる工事費を算出する過程における数値の取扱いは次のとおりとする。ただし、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 単価について

ア　細目別内訳書（又は内訳書）に計上する単価

標準歩掛り等により算定された単価、物価資料の掲載価格（以下「物価資料価格」という。）及び製造業者又は専門業者の見積価格等（以下「見積価格等」という。）を加工した単価は、有効上位３桁（市場価格を除く。）とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、十円未満の場合は一円単位とする。

イ　単価算定時の処理

標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合（補足単価）は、小数点以下第２位まで算定した単価を代入する。なお、物価資料価格、見積価格等を加工し、標準歩掛り等に用いる場合（市場単価を除く。）の価格は、有効上位３桁とするが、小数点以下第３位以降がある場合は、小数点以下第２位までとする。

(2) 金額について

ア　細目別内訳（又は内訳書）に計上する金額